

平成28年

第12回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

## 平成28年第12回教育委員会会議 議事録

1 期 日 平成28年8月4日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後3時30分

4 閉 会 午後4時30分

5 出席者 教育長 米田 進

委員 岩佐 信宏

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

猿田五知夫

6 説明のための出席者

教育次長 佐藤雅彦

総務課長 太田政和

教職員給与課長 碓屋裕一

義務教育課長 佐藤昭洋

特別支援教育課長 小林 司

文化財保護室長 近江谷正幸

福利課長 田久保清治

教育次長 鎌田 信

施設整備室長 山崎 均

幼保推進課長 小柳公成

高校教育課長 佐藤有正

生涯学習課長 沢屋隆世

保健体育課長 木浪恒二

7 会議に附した議案

議案第32号 平成29年度秋田県立特別支援学校教科用図書採択について

議案第33号 秋田県生涯学習審議会委員の任命について

議案第34号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

議案第35号 秋田県指定文化財の指定について

8 議決した事項

議案第32号 平成29年度秋田県立特別支援学校教科用図書採択について

議案第33号 秋田県生涯学習審議会委員の任命について

議案第34号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

議案第35号 秋田県指定文化財の指定について

9 報告事項

- ・平成29年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

- ・平成29年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

## 10 会議の要旨

### 【米田教育長】

ただいまから、平成28年第12回教育委員会会議を開催いたします。  
議事録署名員は、2番田中委員と3番長岐委員をお願いします。  
本日は議案が4件、報告事項が2件となっております。

### 【米田教育長】

はじめに、議案第32号「平成29年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

### 【特別支援教育課長】

議案第32号「平成29年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」説明

### 【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

### 【長岐委員】

議案第32号参考資料の下にある「指導、助言」について、あったのかなかったのか、また、あった場合はどのような指導、助言があったのか教えていただきたいと思います。

### 【特別支援教育課長】

絵本等を採択するに当たり、その絵本が教科書用図書としてふさわしいものであるのかというやり取りが過去にありました。また、一般図書と星印の本との活用について、その子にふさわしいかということについてやり取りがありました。

### 【米田教育長】

それは今回に関してあったということですか。

### 【特別支援教育課長】

はい。

### 【長岐委員】

指導、助言という特別な指摘等はなかったが、参考意見程度のやり取りがあり、希望する図書が採用されたということよろしいですか。

【特別支援教育課長】

はい。

各学校の中でも教科書選定に際しては、会を作って検討した上で採択希望を上げてきますので、極端に指導するという内容のものが上がってくるような形にはなっていません。

【田中委員】

資料2ページの採択一覧で採択されていないところは、対象者がいないということで理解してよろしいですか。

【特別支援教育課長】

はい。児童生徒が在籍していないということです。

【米田教育長】

資料2ページの採択一覧で、例えば聴覚支援学校の国語が二つ星で算数が三つ星というのは、どういう説明になるのですか。

【田中委員】

教育長が質問されたのは国語が二つ星で算数が三つ星というのは、同じ子どもが対象なのか別の学年の子どもが対象なのか、分かりにくいということだと思います。今の説明では、3年生と6年生の児童に対して1種類ずつの教科書しか採択されていないので、もしかしたら一般図書の拡大版を使うことになっているのか、そのあたりが分かりづらいので説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

星本については、一人の児童に対してのものです。

【田中委員】

一人一人の児童生徒の特性に合わせて考えられての採択となっていることが分かりました。

【伊藤委員】

資料にあるリストは教科用図書採択一覧というよりは、教科用図書採択希望一覧ということでよろしいですか。

【特別支援教育課長】

はい。

【伊藤委員】

資料10ページの(2)の文部科学省が著作の名義を有するというのはどういうことですか。

【特別支援教育課長】

教科書会社が発行しているものではなく、文部科学省が発行している教科書ということです。

**【伊藤委員】**

資料にあるリストは、どこの学校で何を採択しているというのはよく分かりますが、どこの学校で何部くらい使っているかという実態がよく分からないと思うのですがいかがですか。

**【特別支援教育課長】**

各学校から上がってきたものを一覧にまとめたのがこの表ですが、確かに冊数も出ておりませんし、もう少し丁寧な表を作成する必要があると思いました。ただ、冊数等についてはこちらで持っている個票により把握した上で進めております。

**【鎌田教育次長】**

冊数に関しては、需要数の調査ということで別にあります。

今回は、この教科書を使いたいのですがいかがですかと、お諮りしているものであります。

**【伊藤委員】**

つまりバラエティの豊富さを示している表ということでよろしいですか。偏りがなく均等に採択しているという意味合いとして捉えてよろしいですか。

**【特別支援教育課長】**

各学校から希望を一覧にしたものであります。

**【伊藤委員】**

たまたま、こういった形になっているのですか。

**【特別支援教育課長】**

そうです。

**【岩佐委員】**

聴覚支援学校で国語、算数は星本を採択しているのに音楽では星本を使っていないのは、一般図書の拡大版などを使っているという解釈でよろしいですか。

**【特別支援教育課長】**

今年度使用しているものを来年度も使用するというのを推測しますが、調べて後ほどお知らせいたします。

3年生の児童に関しては、一般の検定教科書も併せて使用しております。書写、社会、算数、理科、音楽は一般の検定教科書を希望しておりました。一般の検定教科書と聴覚障害者用教科書をその子に合わせて採択希望をしてくいております。

**【米田教育長】**

後で今日の質問に答えられるような資料を考えてください。

**【猿田委員】**

発行社との関わり合いについて、どのようになっていますか。

**【特別支援教育課長】**

今年の3月に調査をしたときは、教科書会社との関わりは報告されませんでした。また、一般図書ということで本屋さんに売っている本を採択するものであり、かなり広範囲の中から採択されている状況ですので、これまでも偏った採択になっていることは認められませんでした。

**【田中委員】**

一般の検定図書を使う場合もあるとのことでしたが、その場合は採択地区で採択されたものを使用しているのですか。

**【特別支援教育課長】**

交流学习を行うということもありますので、その地区の教科書を採択することで進めております。

**【米田教育長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第32号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

それでは、議案第32号を原案のとおり可決します。

次に、議案第33号「秋田県生涯学習審議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

**【生涯学習課長】**

議案第33号「秋田県生涯学習審議会委員の任命について」説明

**【米田教育長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【田中委員】**

年齢バランスが取れていて良いと思いますが、県北地区の委員が少ないように感じますので、次回以降地域バランスを考慮していただけたらと思います。

**【生涯学習課長】**

県北からの候補者もいたのですが、なかなか内諾を得ることができませんでした。ただ、全県的に活躍されている方々がメンバーとなっておりますので、全県的な視野から御提言をいただくということで進めていきたいと思っております。

**【伊藤委員】**

審議会では生涯学習のことについて話し合われるとのことでしたが、難しいテーマだと個人的に思っておりまして、具体的にどういったことが話し合われて議論されているのか教えていただきたいと思っております。

**【生涯学習課長】**

本県の生涯学習振興の中心となっている生涯学習ビジョンについて、平成25年に提言いただいております。それを受けて、行動人の育成に関する具体的な提言やスマートカレッジの実施に関する提言を受けております。また、県で実施している出前講座について、生涯学習課で生涯学習推進本部の事務局を担っておりますので、その業務等に対する提言もいただいております。県全体の生涯学習振興方策について、いろいろな意見をいただいております、それを反映させながら進めているところであります。

**【伊藤委員】**

活発な議論がなされていると理解してよろしいですか。

**【生涯学習課長】**

生涯学習ビジョンが示されるまでは年に2～3回議論をいただいていたのですが、生涯学習ビジョンが定められてからは、年に1回程度の会議となっております。しかし、もう少しやっていたかなければいけないということで、今年度からは年2回開催する予定であります。

**【米田教育長】**

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第33号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第33号を原案のとおり可決します。

次に、議案第34号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第34号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

高橋委員以外の方は皆さん1期目ということでしょうか。

【文化財保護室長】

委員によって2期目、3期目の方もいらっしゃいます。

【米田教育長】

資料には任期が示されていませんが、長くやっている人はいるのですか。

【文化財保護室長】

一番長くて4期の方がいらっしゃいます。

【米田教育長】

いつも話題になるのですが、一人だけ任期がずれていて、いずれは任期を合わせるようになると思いますが、こういった解決策がありますか。

【文化財保護室長】

基本的には人が変わるタイミングを考えております。前回は9月で任期が切れた後、約半年間後任を置かないままにして、4月1日から新しい方をお願いしたという経緯がありますので、この後もそういう形で調整するしかないのかなと思います。条例で任期が2年と決められておりますので、半年などの中途半端な任期とするわけにはいかないと考えております。

【米田教育長】

それ以外に想定されるのは、ある方が個人的な事情により途中でやめざるを得ない場合で、その時期が他の委員の任期が切れる時期と同じになれば揃うことになります。できるだけ任期が揃

うように努めていただきたいと思います。

**【田中委員】**

分野別で皆さん学識経験者になっていますが、行政機関職員を置かないで皆さんが学識経験者ということではよろしいですか。

**【文化財保護室長】**

文化財保護条例の中で、委員及び臨時委員は学識経験のあるもの及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命するようになっており、種類としては2種類存在するのですが、おそらく文化財保護条例ができたときに、臨時委員として特別なものを協議する際に関係する行政機関の方を委員にすることができるという意味合いで盛り込んだものではないかと思われます。また、記録が残っている限りでは行政機関の委員がいたというものは残っておりませんので、全員が学識経験者と考えてよろしいかと思ひます。

**【田中委員】**

資料に分野別の欄が不要かと思ひましたが、条例に書かれているのでこの項目が必要なのですね。

**【文化財保護室長】**

分野別の統計を出すという意味合いで示しております。

**【米田教育長】**

他に質問がないようですので、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第34号を原案どおり可決することではよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

それでは、議案第34号を原案のとおり可決します。

次に、議案第35号「秋田県指定文化財の指定について」、同じく文化財保護室長から説明をお願いします。

**【文化財保護室長】**

議案第35号「秋田県指定文化財の指定について」説明

**【米田教育長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【岩佐委員】**

この泥湯付近で地熱発電の計画があったと思いますが、その計画とのすみ分けはなされているのですか。

**【文化財保護室長】**

開発に関わるものについては、この指定地域から除外しておりますので、心配はないと思います。

**【猿田委員】**

指定されると、どういう措置がなされるのでしょうか。

**【文化財保護室長】**

基本的には現状を変更する際に許可が必要になったりしますので、規制がかかっていくこととなります。

**【猿田委員】**

規制がかかるとは、どういうことですか。

**【文化財保護室長】**

指定地域の価値を保存していくために、現状変更に当たっては許可が必要となるよう制限していきます。また、指定により学術的な価値付けもされるということもあります。

**【猿田委員】**

県の天然記念物の指定はいくつありますか。

**【文化財保護室長】**

県指定の48件から他の指定に替わった8件を除きますので、40件あります。

**【伊藤委員】**

所有者が国有林ということで国の土地ですが、お互いの利益が相反して困ることはないのですか。

**【文化財保護室長】**

国の所有ということで、実際は東北森林管理局が中心となり秋田森林管理署がここを管理して

いるので、国の森林管理局から同意を得ているということです。

【米田教育長】

他にないようですので、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第35号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第35号を原案のとおり可決します。

次に、報告事項「平成29年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「平成29年度秋田県公立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【猿田委員】

前期選拔出願の条件について、全て学校に任せているのか、それとも教育庁が関わっているのか教えていただきたい。

【高校教育課長】

出願の条件については、基本的には学校の意見を尊重して決定しております。表記の仕方や前期選抜の趣旨等から意見交換を行うこともありますが、基本的には学校として欲しい人材を出願条件としております。

【猿田委員】

出願の条件を変更する場合は、教育庁に報告しなくても変更できるということですか。

**【高校教育課長】**

毎年、出願の条件をどうするのか各学校から提出いただいておりますので、その際に高校教育課において、表記や前期選抜の趣旨などから適切なものになっているか確認を行っております。

**【米田教育長】**

資料13ページの下に「弘前実業高等学校藤崎校舎は、平成29年度から募集を停止する予定である。」となっておりますが、青森県ではっきり公告として出していないということで、この表記にしているのですか。

**【高校教育課】**

こちらは青森県教育委員会と秋田県教育委員会が結んでいる協定書をそのまま貼り付けている状況であります。青森県教育委員会に確認したところ、募集を停止する予定ではあるけれども最終的に決定するのは、まだ先ということでこのような記載としております。

**【米田教育長】**

正式に決定されれば、資料12ページの下のように表記されるのですか。

**【高校教育課長】**

はい。

**【米田教育長】**

資料1ページの上のところで公告日が平成28年8月9日になっていますが、理由は何ですか。

**【高校教育課長】**

県公報に登載される日となっております。

**【田中委員】**

青森県や岩手県から本県の高校に入学できるのは知っていましたが、逆に秋田県から接する他県の高校に入学できることを知りませんでした。一般の保護者の方にも分かる状況になっているのですか。

**【高校教育課長】**

実施要項に入れているものですので、受検される方々には届いているものと考えます。

**【米田教育長】**

実際に、例えば雫石高校などへは毎年のように行っていますよね。

**【高校教育課長】**

はい。

**【米田教育長】**

他になければ、次に「平成29年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」、高校教育課長から説明をお願いします。

**【高校教育課長】**

報告事項「平成29年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明

**【米田教育長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【長岐委員】**

検査日が12月24日の土曜日というのは、他の中学校の検査日と調整した上で決めたものなのでしょうか。

**【高校教育課長】**

昨年度は12月26日の土曜日となっており、それと同じように設定しております。1月に入ると高校入試の作業が多く発生しますし、秋田南高校中等部に相当数の志願者が来ることが予想されますので、これらを勘案して決めております。

**【長岐委員】**

附属中学校と同じ検査日なのですか。

**【高校教育課長】**

今の時点で附属中学校の検査日を把握しておりませんが、事前のすり合わせは行っておりません。

**【長岐委員】**

事前に調整はしないで、県立中学校については独自に決めたということよろしいですか。

**【高校教育課長】**

そのとおりでございます。

**【米田教育長】**

昨年の入試において県外の受検者、合格者はどうなっていますか。

**【高校教育課長】**

秋田南高校中等部で4名の方が受検しましたが、合格者はございませんでした。

【米田教育長】

報告事項は以上ですが、他に何かありませんか。  
特になければ、以上で本日の会議を閉じます。  
お疲れ様でした。